

人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業実施規程

令和5年4月12日

規程第19号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学術振興会業務方法書（平成15年規程第1号）第7条、第9条及び第10条の規定に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が実施する人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、人文学・社会科学のデータ共有、利活用を促進するデータプラットフォーム等の基盤の充実・強化を図り、我が国の人文学・社会科学の推進に寄与することを目的とする。

第2章 事業の実施

(事業の区分)

第3条 本事業は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組により実施する。

- 一 人文学・社会科学のデータアーカイブに係るノウハウや経験のある研究機関による人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業で構築した人文学・社会科学総合データカタログ（JDCat）の運用等を通じ、人文学及び社会科学分野の研究発展に貢献する取組
- 二 研究機関のリポジトリやデータアーカイブ等を JDCat と連携する等により、人文学・社会科学データインフラストラクチャーの強化拠点を構築する取組
- 三 その他前2号の取組で必要となる事項に係る取組

(事業の実施方法)

第4条 振興会は、前条の取組の実施に必要な業務の一部を、大学等の機関に委託して行うものとする。

- 2 前項の業務委託に関する事項は、別に定める。

(実施期間)

第5条 本事業の実施期間は、原則として令和10年3月31日までとする。

第3章 実施体制

(事業委員会)

第6条 本事業を実施するため、振興会に、人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業委員会（以下「事業委員会」という。）を置く。

2 事業委員会は、振興会理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 本事業の実施に係る基本的な方針及び計画の策定に関する事項
- 二 本事業の取組を実施する機関の選定及び評価に関する事項
- 三 本事業の進捗管理に関する事項
- 四 本事業の連絡調整に関する事項
- 五 その他必要な事項

3 その他事業委員会の組織及びその運営については、別に定める。

(リエゾンオフィサー)

第7条 本事業の円滑な実施を図るため、振興会に、リエゾンオフィサーを置くことができる。

2 リエゾンオフィサーは、次に掲げる業務を行う。

- 一 事業の運営に関する特定の事項について、専門的な助言等を行う。
- 二 その他必要と認められる業務を行う。

3 リエゾンオフィサーについて必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年規程第19号）

この規程は、令和5年4月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。